

平成23年度(2011年度)第3回 とよなか都市創造研究所運営委員会

議 事 次 第

日 時：平成24年2月9日(木)14:00～

場 所：くらしかん 3階会議室

1 開会

2 案件

(1) 平成23年度調査研究の結果について

(2) 平成24年度事業計画について

3 その他

(1) 連絡事項等

資料等一覧

議事次第

	(ページ)
資料 1 「とよなかのすがた」(数値から見た豊中市の現状把握)……………	1
資料 2 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」……………	3
資料 3 「若年層(高校生)の地域活動への参加促進の要件と 地域コミュニティの考察」()……………	7
資料 4 平成 24 年度事業計画(案)……………	11
参考資料 1 平成 23 年年度(2011 年度)第 2 回 とよなか都市創造研究所運営委員会 議事要旨……………	22
参考資料 2 とよなか都市創造研究所運営委員会設置要綱……………	25
参考資料 3 とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領……………	27

テーマ 「とよなかのすがた (数値から見た豊中市の現状把握)」

(村山研究員)

「とよなかのすがた (数値から見た市の現状把握)」は、平成 23 年度の基礎研究の 1 つに位置づけられる。本研究では、市民や市職員による利活用を考慮しつつ、事業担当課所属の職員によるデータ集積をすすめてきた。以下では、本年度の成果となるデータブックについて、その内容と課題を簡単にまとめる。

1. データブックの内容

データブックは「基礎編」と「トピック編」の 2 部構成とした¹。下の表 1 が基礎編に掲載のデータ一覧、次頁の表 2 がトピック編の目次にあたる各種トピックの一覧である。

表 1 「基礎編」掲載データ一覧

項目	掲載データ	頁数
総人口、世帯数、1 世帯当たり人員	総人口、世帯数、1 世帯当たり人員の推移 (S40 以降) 総人口の大阪府内地域間比較 (H22) 総人口の中核市間比較 (H17)	1
年齢別人口	15 歳未満、15～64 歳、65 歳以上人口の推移 (S40 以降) 年齢別人口の近隣市間比較 (H17)	1
年少人口 (15 歳未満)	年少人口割合の小地域間比較 (H23)	0.5
老年人口 (65 歳以上)	老年人口割合の小地域間比較 (H23)	0.5
人口密度	人口密度の小地域間比較 (H23) 可住地人口密度の近隣市間比較 (H22)	1
世帯	1 世帯当たり人員の小地域間比較 (H17) 一般世帯に占める核家族世帯割合の小地域間比較 (H17) 一般世帯に占める 6 歳未満親族世帯割合の小地域間比較 (H17) 高齢夫婦のみ・高齢単身世帯割合の近隣市間比較 (H17)	2
人口動態	転出・転入者数、出生・死亡者数の推移 (S40 年以降) 転出・転入者数の月別増減 (H22)	1
人口移動	流出・流入人口の推移 (S55 以降) 周辺市町からの就業・通学目的の流出入人口 (H17)	1
就業者人口	男女別 15 歳以上就業者数の推移 (S55 以降) 豊中市内で従業する就業者数の推移 (S60 以降) 市内従業者数の産業分類別の内訳 (H17)	1
運輸	阪急電鉄各駅の乗車人員の推移 (S36 以降) 北大阪急行電鉄各駅の乗車人員の推移 (S50 以降) モノレール各駅の乗車人員の推移 (H9 以降) 大阪国際空港の国内線旅客数の推移 (S50 以降)	2
財政	一般会計歳入決算額と市税収入割合の推移 (H1 以降) 一般会計歳出決算額と義務的・投資的経費割合の推移 (H1 以降) 一般会計歳出の性質別内訳 (H22) 一般会計歳出の目的別内訳 (H22)	1
豊中のランキング	少子高齢化率の中核市間ランキング 財政力指数・実質公債費比率の中核市間ランキング 市の認知度と魅力に関するランキング [ブランド総合研究所] 豊中イメージに関するランキング [ブランド総合研究所] 経営革新度に関するランキング [日本経済新聞社・産業地域研究所]	2
資料	小学校区 w/通学区域一覧	2
資料	中学校区 w/通学区域一覧	2
計		18

「基礎編」では、国勢調査や住民基本台帳の人口統計、公共交通の利用者数などを扱っている。各種人口の小地域間比較においては、市内の町丁別分布などを地図で見やすく表示している。また、それ以外の数値に関してもグラフ等を多用することで、市のこれまでや現状が分かりやすいように配慮している。

¹ その他にも、専門用語の簡単な解説のため「用語解説」ページを設けている。

これらのデータには既存の公刊物等（e.g. 豊中市統計書）と重複するものもあるが、統計書等では数値表をそのまま掲載しているものが多く、利用者の利便性はあまり考慮されていないといえる。よって、本データブックの「基礎編」では、地図等に加工することで情報の伝達を簡便化し、市統計書などの利用の拡大にもつなげればと考えている。

表2 「トピック編」トピック名一覧

トピック名	大まかな区分	頁数
× 子育てネットワーク支援と子どもの居場所づくり	対象年齢別	16
× 小中学校の特色と多様な教育支援の取組み		
× 生活サポートに資する就労支援の充実		
× 市民の健康と健康増進の取組み		
× 高齢者の生きがい対策と介護予防		
× 介護保険サービスの充実		
× 図書館・公民館・文化芸術による地域をつなぐ生涯学習	市民活動	18
× 環境にやさしいまちづくりへの多様な活動		
× 人権文化のまちづくりをめざして		
× 協働によるまちづくりの推進		
× 土地利用の特徴と住環境づくり	都市計画	12
× 地域産業の特徴と振興施策の方向性		
× 3Rの推進と安定的なごみ処理の実現		
× 災害発生時における危機管理体制		
× 窓口サービスの向上	行政	6
× 行政情報の提供と公開の推進		
× 自治体経営効率化のための行財政改革		
計		52

「トピック編」の構成は、年齢で対象者が区別できる6トピック、市民による活動が主となる4トピック、都市計画関連が4トピック、行政運営に関する3トピックから成っている。これらトピックの作成は、とよなかのすがた編集会議を通じて進めてきた。したがって、各トピックにおける掲載データは、担当課の取組みといった主観的な情報や地域の課題を示す客観的な指標が中心となっている。

ここで掲載する情報やデータの一部に関しても、市政年鑑や分野別計画書の内容と重複している。しかし、それら公刊物も、セクション別の整理であったり、分野専門知識を要したりと一般的な利便性が高いとはいえない。そこで、「トピック編」では、生活に関するトピックを目次として各トピックの関連情報を分かりやすく掲載することで、市政に関心を持つ幅広い利用者を想定している。

2. 課題と展望 情報利用に関して

- ・ データベース構築による情報管理の必要性
 - 国や府への報告義務のないデータ集積が煩雑に…。
 - 横断的な情報共有は人づてで…。
- ・ 継続的かつ体系的な取り組みに向けて
 - 市統計書などの他の情報提供との重複…。
 - 総合計画や行政評価との関連…。
- ・ 庁内業務における地図情報利用の拡がり
 - システム導入に関しては先進自治体。都市整備業務への活用だけでなく…。

テーマ 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」 (大床研究員)

- ・本年度は、既往文献整理やヒアリング調査によって得たキーワードに留意して、豊中市内外の一般市民向けインターネットアンケートを実施した。
- ・「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」という生活環境に係る地域資産が最も高評価で、食文化資産が次点の評価で、多様な地域資産の存在が確認された。
- ・「年齢層」「転入者か否か」「通算居住年数」によってクロス集計を行い、「豊中市に関するヒト・モノ・サービスで誇らしいもの」に係る自由回答と照らし合わせたところ、「料理店・スイーツ中心の食文化資産活用」「郊外住宅都市らしさに配慮したイベント等の展開」等は、現在の市内外一般市民の賛同を得られやすいことが示唆された。

1. 研究の意義と目的

豊中市の中核市移行に向けて、「豊中ブランド」として有望な地域イメージを明らかにすることが緊急課題である。本研究では、市民・事業所を含む豊中市内外の人々の、市内地域資源に係る認知・評価情報を抽出することで、豊中市の活力・魅力づくり、あるいは「豊中ブランド」創出に資する情報提供実施・検討を目的とする。本年度は、これまでに既往文献と庁内資料整理・ヒアリングで得られたキーワードに留意して設計した市民向けインターネットアンケートを実施した。

2. 研究の流れと現在の状況

既往文献・庁内資料整理

・地域ブランド戦略手法

豊中市においては、商品・サービスブランド化・地域イメージブランド化の2手法のうち、地域イメージから地域ブランド戦略に迫ることで継続性ある地域ブランド創出が狙える。

・地域ブランド創出手順

地域ブランド創出手順は、【スタート】対象地域設定、【フェーズ1】地域ブランド力診断（地域基礎力診断・地域ブランド力評価）、【フェーズ2】地域ブランドコンセプト確立、【フェーズ3】地域ブランド創出、【フェーズ4】達成度の評価という5段階である。本研究が主に担当するのは【フェーズ1】の地域ブランド力評価（市民・事業所の主観的情報収集）である。

・庁内資料整理

都市計画マスタープラン・文化芸術振興地域推進プラン調査報告書・まちづくり白書・臨時窓口総括を整理した結果、「郊外・交流・共生住宅都市」「みどり豊かな景観」「密接な近所づきあい」「食と文化的活動」というキーワードを得た。また、将来的に音楽を中心とした文化芸術についての支援が求められているという仮説も得られた。

・第5回（2010年）地域ブランド調査

ブランド総合研究所が2006年より毎年行っている全国調査より、「文教都市」「市民参画」「教育・子育て」「健康福祉」「便利さ」というキーワードを得た。

ヒアリング

(1) 対象・調査時期

北村亘運営副委員長 (2011/6/3)・岡町商店街振興組合の寺本透副理事長および伴野多鶴子運営委員 (2011/7/14)・豊中市民の上村有里氏 (2011/7/12・2011/7/27) および大家玲子氏 (2011/9/14)

(2) 概要

対象	主な収集情報	キーワード
北村運営副委員長	・豊中市民の寄付行為の多さ	・愛着醸成の土壌が存在
寺本組合副理事長 伴野運営委員	・「おかまち・まちづくり構想」 ・「アートランド」CD や横断幕アート等	・子育て環境の充実 ・類似事業の有機的結合
上村有里氏	・親が子どもに十分に接する機会の減少	・子どもに十分に接する機会
大家玲子氏	・市民の相談の場が身近にあるのは魅力	・身近なネットワークが魅力

インターネットアンケート

(1) 対象・調査時期等

調査時期	2011/11/7 ~ 11/10
対象	・楽天リサーチ登録モニタ 18 歳以上男女 (均等割り付け) ・回収目標：豊中市民 500 サンプル，池田/吹田/箕面市民 (合わせて) 500 サンプル
回収数	・豊中市民 500，池田/吹田/箕面市民 (池田市民等) 500 ・豊中市民は地域的にもまんべんなくサンプリングされた
項目例	現居住地選択理由・地域ブランド力診断・望ましいとよなかの将来像

(2) 概要

地域ブランド力評価

- ・地域ブランド力評価項目を，豊中，池田/吹田/箕面それぞれについて因子分析した。
- ・豊中 (内部者)，池田/吹田/箕面 (外部者) で共通の豊中市イメージは，「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」という生活環境に係る地域資産が最も高評価であり，それに続いて食文化資産も高評価であった。
- ・池田市民等においては，ストレスの少なさや老後の安心といった豊中市の「ゆとり価値」が認識されていた (* 豊中市民は認識していない，ないし当たり前ものとして享受)。

基本属性と地域ブランド力評価のクロス集計による絞り込み

- ・「年齢層」は，地域イメージのブランド化が行われた際に，どのような消費者マーケットが構成されるか，という見込みを得るために用いた。
- ・「転入者か否か」は，豊中市内部・外部のいずれに焦点を当てるかという，事業展開に係るターゲットの見込みを得るために用いた。
- ・「通算居住年数」は，地域イメージブランド化の効果が生じるまでの期間に係る見込みを得るために用いた。

基本属性	地域ブランド力評価とのクロス集計	注目点
年齢層	10代・20代については料理店および関係絆，30代・40代は自然施設，60代以上は教育や食べ物を重視しつつも関係絆価値について，潜在的消費者となる可能性が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・料理店や自然施設 ・郊外住宅都市らしさ
転入者か否か	転入者に魅力的なとよなかを狙う事業展開の場合は「人の温かさ」「人とのふれあい」「心のつながり」といったソフトな価値が，現在の住民満足を狙う事業展開の場合は「教育」「自然施設」「身近に緑」といった生活資産・環境資産が，豊中市のイメージとして市内外一般市民の賛同を得られやすい現状が示された。	<ul style="list-style-type: none"> ・外向け：郊外住宅都市らしさ ・内向け：教育や自然施設，身近な緑
通算居住年数	料理店を中心に考えるならば中期的視野に立ち，環境資産やソフトな価値を中心に考えるならば長期的な視野に立つべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・料理店：中期的 ・環境や郊外住宅都市らしさ：長期的
池田市民等	短期的にも長期的にも，転入者に魅力的なとよなかを狙うには，ソフトな価値である「ゆとり」や「関係絆」は現在の市外一般市民の賛同を得られやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ・外向け：郊外住宅都市らしさ

自由回答項目

・「豊中市に関するヒト・モノ・サービスで誇らしいもの」として地域資産の具体像に迫った。

項目	概要	注目点
店	<ul style="list-style-type: none"> ・ムッシュマキノをはじめとして多彩な回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・料理店を中心としたネットワークの活用 ・現状でも，とよなかマルシェ・桜井谷あおぞら朝市・くらし館で行われるイベント・豊中おやつ宣言など多数 ・少し広域的にみれば、「北摂オーナーシェフの会」
まつり/イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中まつりが大半 ・地域のまつり・イベントも 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中ブランド創出において，豊中まつり等は重要な地域資産
自然/まち並み/文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・服部緑地公園が大半 ・千里・岡町・大阪大学・地域の寺社仏閣・ロマンチック街道・豊南市場なども 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市民にとって服部緑地は豊中市の地域資産として圧倒的な支持 ・その他には，ロマンチック街道，豊南市場なども上位項目か
贈答品/製品/商品	<ul style="list-style-type: none"> ・マチカネワニ関連 ・ムッシュマキノのケーキなどスイーツ中心 	<ul style="list-style-type: none"> ・スイーツ中心 ・食文化資産としてブランド化に適している
出身の人/グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・手塚治虫 ・ココリコ 	<ul style="list-style-type: none"> ・手塚治虫とココリコが全体として豊中市のイメージを代表
豊中市発祥	<ul style="list-style-type: none"> ・高校スポーツが大半 ・高校野球が圧倒的 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校野球の発祥地というイメージは豊中市の重要な地域資産

地域ブランド力評価()と具体的地域資産()の総括

- ・環境資産と服部緑地，食文化資産と料理店やスイーツ・豊南市場やロマンチック街道は比較的に関連．
- ・ゆとり価値や関係絆価値は，「人と文化がふれあうまつり」というテーマを掲げている豊中まつりのほか，郊外住宅都市らしいものと関連．

服部緑地，料理店やスイーツ・豊南市場やロマンチック街道，豊中まつりや郊外住宅都市らしさは，豊中ブランド創出の際に最も注目に値する地域資産・イメージ（*現状の一般市民の賛同を得られやすい）．

将来的に音楽を中心とした文化芸術についての支援を行うにしても上記を考慮に入れる

それ以外

現居住地選択	全サンプル共通	利便性・身近な公園や緑の順に重視
とよなかの将来像	全サンプル共通	上記の他，保険福祉や生活環境の整備されたまちを重視
日常行動圏	豊中市民	豊中市内で散歩・外食・地域コミュニティ活動を行っている一方で，習い事・家族や友人との遊びは市外にも多く出かけている
	池田市民等	買い物以外の日常行動はおおよそ居住市内

- ・日常行動圏の定期的調査によって交流人口の実態に迫る必要性がある（インターネットアンケートの感想の中に「このような調査を定期的に行うべき」というコメントも）．

(3) 学識経験者コメント収集

- ・関西学院大学商学研究科の和田充夫教授にコメントを依頼
「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」というおおまかなイメージだけではなく，具体的な市内の取り組み・人・物などどのように有機的に結び付けていくか．

3．今後の課題の整理

1) 市民価値観調査の継続

- ・本研究の項目をそのまま，ないし修正版として実施
- ・例えば3~5年ごとに実施して，豊中ブランドの創出効果を計測

2) 地域経済に関する調査としての事業所調査

- ・庁内資料：人権文化部文化芸術室，都市計画推進部空港室，まちづくり推進部都市計画課等の企業調査結果の利用（*地域経済課との連携も視野に）
- ・既往調査例：厚木市や板橋区では，立地地域の誇らしさ（評価），事業継続意向，各地域のイメージと評価等を実施
- ・本研究からの提案：まずは食文化資産に関わる事業所調査から取り組んではどうか
- ・より具体像に迫る項目：「地域のこの部分をこうしてほしい」等，事業所の希望調査も有用

テーマ 若年層(高校生)の地域活動への参加促進の要件と地域コミュニティの考察()
(岩佐主任研究員)

1. 今年度研究について

今年度研究の位置づけ(第1章): 高校生と最も近い存在である学校に注目する。

- ⊛ 豊中市内に位置する高校の地域連携における実施状況や運営体制等を明らかにする。
- ⊛ 高校生が地域連携活動に参加するために必要な要件を考察する。

これまでの研究成果と課題(第2章)

(初年度研究)

- ⊛ 高校生の行動形態や地域活動に対する意識の把握 地域に対する愛着、活動参加への意思。
- ⊛ 高校生にとって必要な要件 自身を表現できる特技や知識、普段着でできる活動内容・場、キーパーソン。

(2年目研究)

- ⊛ 地域活動団体 高校生の参加を期待。一方で、高校生が地域活動には興味を示さないと認識。
- ⊛ 学校と地域の位置の地理的要因 活動の参加度が高い場合は、影響を受けやすい。
- ⊛ 高校との関わり 活動の参加度が高くなるにつれ、高校や教諭の働きかけの影響を受けやすい。

豊中市内の高校の概要(第3章)

- ⊛ 7つの公立高校と4つの私立高校。

(公立: 全日制普通科高等学校3校、全日制普通科総合選択制高等学校1校、総合学科高等学校1校、定時制高等学校1校¹、支援学校2校、私立: 全日制共学校3校、全日制女子校1校)

- ⊛ 豊中市内を4ブロックに分けると、東部3校、北部4校、中部3校、南部1校。
- ⊛ 私立高校を含め近隣高校の学校長等が集う会議が年に数回あり、学校間の情報共有や意思決定については、校長会等を通じて行われている。

高校の地域連携に対する実施状況と取り組み意識について(第4章)

【調査概要】

調査目的: 本調査は、高校生が地域活動を行うための環境及び条件を明らかにすることを目的とする

実施日: 平成23年(2011年)8月、9月

実施場所: 大阪府立A高校、大阪府立B高校、大阪府立C高校、大阪府立D高校、大阪府立E高校

対象: 大阪府立A高校首席、大阪府立B高校学校長・教員(地域連携担当)、大阪府立C高校学校長・教頭・首席(2名)、大阪府立D高校学校長・教頭・首席、大阪府立E高校学校長・教頭

調査対象者の選出: 豊中市内にある全府立高校の管理職に依頼

調査方法: 半構造化面接(インタビュー調査)。事前にインタビュー項目を提示し、回答を受けながら、各テーマについての経験や意見を話してもらった。

¹全日制普通科高等学校と併設。

- 調査項目：1)学校の概要（学校の特性、豊中市在住の比率、生徒のクラブ加入率等）
 2)地域連携活動（取り組み内容、教職員の関わり、活動の成果と課題等）
 3)地域（団体、小・中学校）との関係性（地域や小・中学校との関わり、地域、小・中学校に期待すること等）
 4)行政（市・大阪府）との関係性（行政との関わり、行政に期待すること等）

【結果概要】

区分	A高校	B高校	C高校	D高校	E高校
生徒数	約1,000人	約850人	約800人	約1,000人	約1,000人
豊中市在住率 (生徒)	約50%	約40%	約40%	約50%	約40%
クラブ数 (加入率)	37クラブ (約90%)	30クラブ (約80%)	23クラブ (約70%)	37クラブ (約80%)	33クラブ (約90%)
地域連携担当の 配置 (4-2)	首席2人のうち1人を 学校長の特命で「地域 連携担当」に位置付 け	外部連携を担当する 「教育部」を設置	首席	教頭	教頭
地域連携活動の 事例 (平成22年度事 業抜粋) (4-2)	<ul style="list-style-type: none"> <教科課程> ・保健体育科「明日の親のための講座」 ・美術科「商店街横断幕アート展」 <クラブ活動> ・ラグビー部「子どもラグビー教室」 ・ESS部「絵本読み聞かせ」 ・写真部「公民館への展示」 <生徒保健委員会> ・文化祭企画「災害支援」 	<ul style="list-style-type: none"> <教科課程> ・「ペアレンティング」 <クラブ活動> ・ダンス部「千里コロポ祭り」 ・漫画部「図書館通信イラスト」 ・軽音楽部「自治会祭りへの参加」 <課外活動> ・「すこやかネットの参加」 ・「公民分館夏祭りの企画運営」 ・「公民館主催幼児と蒸しパンづくり」 <場所の提供> ・幼稚園運動会に体育館を開放 	<ul style="list-style-type: none"> <教科課程> ・社会科、家庭科授業でゲストスピーカーを招いた講演 <部活動> ・ボランティアサークル「保育園児を対象にした人形劇」 ・家庭科部「授産施設クッキーづくり」 ・吹奏楽部「特別養護老人ホーム演奏会」 <生徒会> ・地域の祭りの手伝い等 <場所の提供> ・地域住民にテニスコートを開放 	<ul style="list-style-type: none"> <クラブ活動> ・軽音楽部「すこやかネット参加」 ・サッカー部「地域子ども教室の参加」 <課外活動> ・「幼稚園児を対象にしたプール指導」 ・「幼稚園イモ掘り」 <場所の提供> ・幼稚園に校内のイモ畑を提供 ・幼稚園児の裏庭散策 	<ul style="list-style-type: none"> <クラブ活動> ・アメフト部、ダンス部、吹奏楽部「すこやかネット参加」 ・科学部「小学校科学教室への出店」 <場所の提供> ・幼稚園に体育館を開放

【分析】

1)活動の実施状況

区分	内容
地域連携の活動形態	4パターン。(教科課程・クラブ活動・生徒会活動・その他の課外活動)
活動実績	各学校により様々な活動形態を採っているが、全ての学校において何らかの活動あり。
活動の成果	生徒の変化・学校活動の拡大。

2) 運営体制

区 分	内 容
基本的な考え方	高校と地域とは切り離せない関係。 「学校内や教員のみで生徒を教育していく時代ではない」「地域の社会資源を使って生徒の成長を支えていく」
組織体制	「首席」2校（内1校は学校長の特命で「地域連携担当」に位置づけ） 「教頭」2校、「外部連携を担当する「教育部」の配置」1校
財源	地域連携活動に充当する財源なし。主催者となる地域活動団体や行政が負担。
人材	教職員の地域への意識は薄い。しかし活動を継続するうちに協力する職員も増。

3) 活動に伴う問題点・課題点

区 分	内 容
情報共有	高校に地域や行政等の情報が入ってこない。人的交流が少ないため地域や行政も高校の実情を知らない。日程合わないことが多い。
組織体制	現在、個々人のつながりで動くケースが多い。 地域連携活動におけるニーズはあるものの、相談窓口がわからない。

【考察】地域連携事業を実現するために必要な要件は？

区 分	内 容
組織体制	組織的な対応。高校と行政における組織体制づくり（担当窓口の設置等）。
人材の育成と確保	高校生だけでなく一般教諭の地域連携活動への参加促進。
財源の確保	地域や行政による実費弁償程度の財政支援。
情報	情報経路の確保。

本研究の結論（第5章）

行政側の支援策

- 1) 情報の整理
- 2) 円滑な事業実施に向けたシステムの確立
- 3) 広報啓発と事業評価の場づくり

2. 高校・支援学校と地域活動団体交流会の開催について（中央公民館）

趣旨：地域連携事業の手掛かりを探るために、高校・支援学校と地域活動団体との交流を図ることを目的とする。

期日：平成24年（2012年）2月18日（土）

会場：大阪府立桜塚高校内 尚和会館

対象：学校長、地域連携担当教諭（桜塚高校（全・定）、千里青雲高校、豊島高校、刀根山高校、豊中高校、豊中支援高校、刀根山支援高校）、豊中市公民分館長・主事

内容: 1)これまでの実践報告事例

2)とよなか都市創造研究所から研究報告

3)意見交換 ~高等学校・支援学校と公民館・分館活動の円滑な連携を推進するために~

平成24年度 事業計画(案)

とよなか都市創造研究所

目 次

	ページ
第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制	15
第1節 機能	
第2節 組織体制	
第2章 平成24年度 調査研究方針及び機能別事業体系	17
第1節 調査研究方針	
第2節 機能別事業体系	
第3章 平成24年度 事業計画	19
第1節 調査研究事業	
第2節 データバンク事業	
第3節 普及啓発事業	
第4節 人材育成事業	
第5節 その他事業	

第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制

第1節 機能

とよなか都市創造研究所は、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を実施する組織であるから、当研究所に期待される主たる機能は「調査研究機能」である。

また、その成果や研究ノウハウをもって関係部局の政策立案を支援し、組織の政策形成能力に寄与しようとすることから、主たる機能を補完するその他機能を持つことが必要である。

(1) 調査研究機能

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。

(2) データバンク機能

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。

また、この機能の発揮により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発機能及び人材育成機能をも補完する。

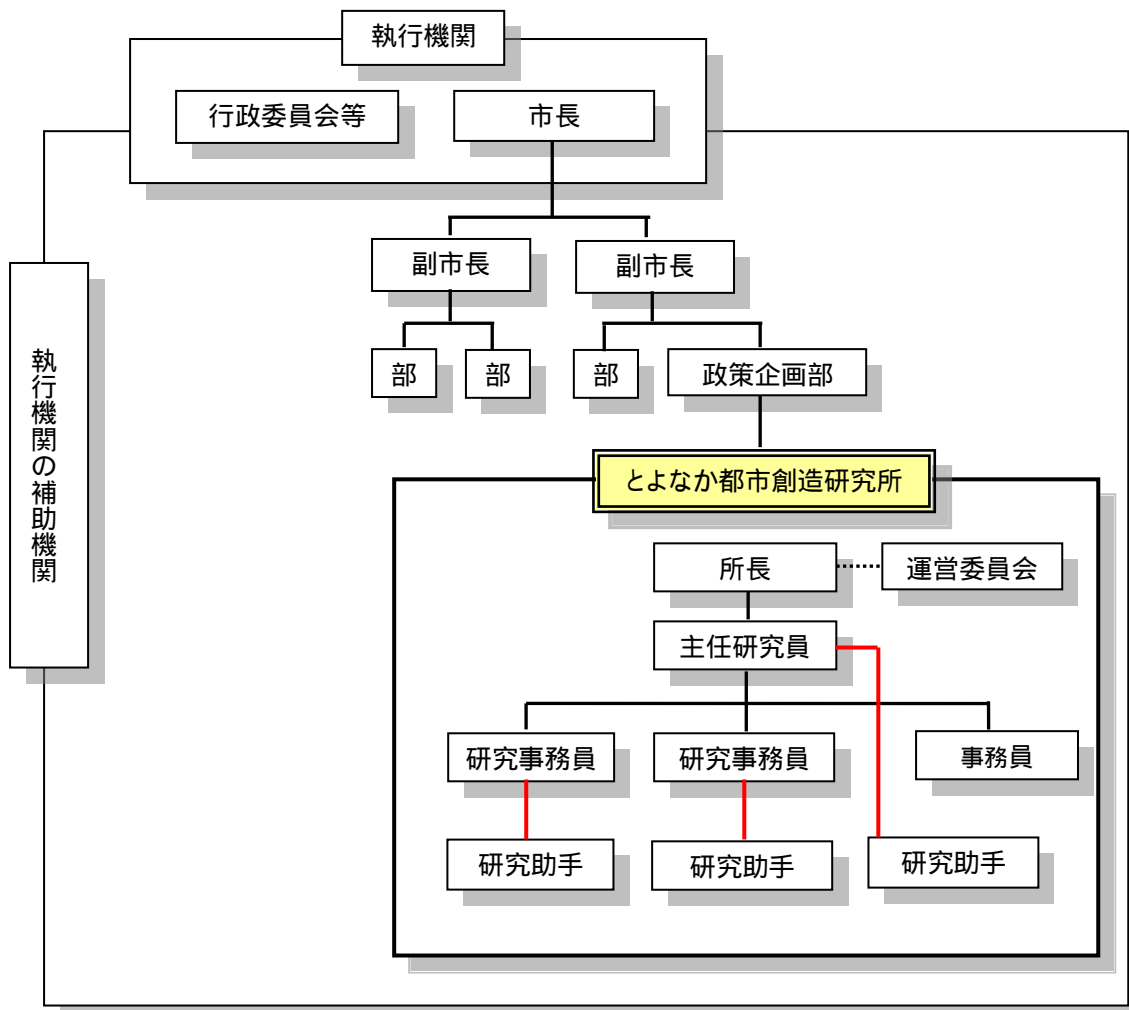
(3) 普及啓発機能

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることにより、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する。

(4) 人材育成機能

調査研究への取り組みを通して、職員の政策形成能力の向上を図る。

第2節 組織体制



とよなか都市創造研究所は、市の執行機関である市長を補助する機関で、所長1名、主任研究員1名、嘱託研究員事務員2名、嘱託事務員1名の計5名で構成されている。また、必要に応じて各研究員に研究助手（嘱託）を配置する。

第2章 平成24年度 調査研究方針及び機能別事業体系

第1節 調査研究方針

- (1) 市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。
- (2) 自治体としての自律性を高め、政策形成能力の向上に寄与しうる調査及び研究を行う。
- (3) 本市にあって未だ取り組むべき政策課題にはなり得ていないが、今後行政として何らかの対応を要する事項について調査及び研究を行う。
- (4) 調査及び研究に関する事項については、市各部関係者並びに運営委員会の助言等を参考に検討のうえ決定する。
- (5) 調査及び研究は、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項に関する「基礎研究」と、具体的な事案のうち関係部局の政策形に関する事項を対象とした「基幹研究」により実施する。
- (6) データバンク機能、普及啓発機能及び人材育成機能を効率よく効果的に発揮させることにより、主たる機能である調査研究機能を充実させる。
- (7) 調査及び研究の成果は、行政関係者のみならず市民、関係諸機関・団体等(以下「関係者等」という。)に広く公表し、都市政策に関する問題意識を喚起する。

第 2 節 機能別事業体系

調査研究機能

調査研究事業

- ・ 基礎研究、基幹研究

運営委員会

- ・ 研究所の助言機関（調査及び研究に関する助言）

その他

- ・ 大学連携（調査研究活動の専門性・客観性の向上に活用）

（補完）

データバンク機能

データバンク事業

- ・ 市政資料の収集・整理
- ・ 都市政策関連資料の収集・整理

普及啓発機能

普及啓発事業

- ・ 機関誌 “TOYONAKA ビジョン 22” の発行
- ・ 研究成果の公表
（調査研究報告書の発行，研究報告会の開催，広報媒体による成果 PR）
- ・ 研究所ホームページ
（関連情報の提供）

人材育成機能

人材育成事業

- ・ 研究員配置（職員の政策形成能力の醸成）
- ・ 職員研修所との連携（グループ研究を支援）
- ・ インターンシップの受入（大学生の受入）

第3章 平成24年度 事業計画

第1節 調査研究事業

(1) 調査研究事業

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行い、その成果を関係部局に提供することで組織に還元する。

基礎研究

中長期的な視点から、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項並びに研究所の機能及び役割に関する調査研究

テーマ1

<仮>「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」(2年目)

豊中ブランドの構築やその浸透を図ること等を含めて、市民力などの地域資源を活かしながら、本市の独自性を発揮するために必要な要件等を探る。

テーマ2

<仮>「豊中市域における交流人口予測及び経済的インパクトに関する調査研究」

今後の社会的・経済的状況の変化に伴う本市における交流人口の変化と、その経済的インパクトについて調査研究し、本市への影響等を整理する。

基幹研究

未だ行政上の問題や課題は顕在化していないが、今後関係部局において政策形成過程において何らかの対応を要する事項に関する調査研究

テーマ1

<仮>「少子高齢化が及ぼす市政への影響に関する調査研究」

高齢化率は、平成25年度には25%となると予測されている。この高齢化社会に向けた課題抽出を行うとともに、その課題の解決策や効果的な施策の推進方策について調査研究する。

第 2 節 データバンク事業

(1) データバンク事業

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。また、この事業の実施により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発事業や人材育成事業をも補完する。

(平成 24 年度事業計画)

調査研究データの収集・蓄積を行うほか、都市政策に関する図書、論文、資料、市政資料等の収集を行い、必要に応じて職員や市民の閲覧に供することができるよう整理する。

第 3 節 普及啓発事業

(事業目的)

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることを通じて、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する事業である。

(平成 24 年度事業計画)

(1) 機関誌の発行

都市政策に関する情報誌“ TOYONAKA ビジョン 22 ”を継続発行する。

発行回数は原則年 1 回とし、主題を決定のうえ、編集企画を行い、年度内に発行する。なお、発行にあたっては、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、希望者に有料(実費程度)で頒布する。

(2) 調査研究成果の公表

調査研究事業の最終到達目標は、市の政策への反映である。その研究成果については、政策立案に関与する市職員や都市政策に関心を有する関係者等に以下のとおり広く公表する。

調査研究報告書の発行

1 テーマにつき 1 冊の調査研究報告書を担当する研究員が執筆し、研究所が発

行する。年度末に発行することとし、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、機関誌同様有料(実費程度)で頒布する。

研究報告会の開催

調査研究成果を報告書にまとめると同時に、その内容につき報告会を開催する。報告会の形式は、その内容を一方的に伝達する講演会やセミナー形式、問題を多面的に捉えるシンポジウム形式、問題や課題の所在について体験的に気づきを得るワークショップ形式など、その時々々の調査研究テーマや成果内容により適宜選択のうえ実施する。

また、必要に応じ、職員研修などの職員啓発の場を利用して職員への情報提供と意識啓発を行う。

広報媒体による成果のPR

調査研究成果の内容や、報告書の発行、研究報告会の開催など調査研究成果につながる情報は、広報誌「広報とよなか」のほか、市のホームページ、ケーブルテレビなど市の広報媒体を有効活用し、多方面から不特定多数の職員・市民に向けPRする。

(3) 研究所ホームページによる情報の発信

研究所の調査研究成果の概要、普及啓発事業の実績、所蔵している書籍・雑誌・シンクタンク刊行物等の一覧などの情報を常時提供することにより、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るため、適宜情報の更新を行う。

第4節 人材育成事業

(事業目的)

調査研究への取組みを通して職員の政策形成能力の向上を図ろうとする事業である。

(平成24年度事業計画)

(1) 職員参加型の体制づくり

調査研究成果がより市の政策に反映されるよう、研究過程の段階において、関係する部局職員との意見交換を行える体制を整備し、調査研究にあたる。

(2) 職員研修所との連携

市の人材育成機関である職員研修所と連携し、研修所の主催するグループ研究について、関係情報や調査研究手法の提供などを通じて支援することにより職員の政策形成能力の向上に貢献する。

(3) 大学インターンシップの受入

インターンシップは、学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある職業体験を行える制度である。

当研究所での職場体験を通して行政運営の一端に触れ、行政に対する理解が深まり、行政職員を志す学生が増えるよう、この制度に基づく職場実習生を引続き受け入れる。

第 5 節 その他事業

基本的には上記 4 事業のいずれにも属さないが、研究所が調査研究機能を発揮させるうえで欠くことのできない助言機関となっている運営委員会の開催のほか、留意すべきその他の事業は次のとおりである。

(1) 運営委員会の開催

(運営委員会の性格と役割)

運営委員会は、とよなか都市創造研究所に設置された助言機関で、学識経験者・市民・市職員ら 7 名以内の委員で構成され、「都市政策に関する調査及び研究計画の策定に対する助言」、「所長の求めに応じて、都市政策に関する調査及び研究の内容、方法等に対する助言」を行う。(設置規則第 5 条)

(平成 24 年度開催計画)

年 4 回程度開催し、調査研究に関する事項について助言を求める。(以下例示)

- ・研究所で調査及び研究すべき都市政策に関する事項について
- ・調査研究機能及びその他機能の発揮のさせ方について
- ・次年度の都市政策に関する調査及び研究計画の策定について
- ・調査研究活動の進め方について

(委員の任期と選任)

委員の任期は 2 年間(平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月末日まで)

(2) 大学連携の活用

(大学連携の意義と締結実績)

本市は文化、教育、環境、医療などさまざまな分野にわたる連携協力を進め、人的な交流促進や、共同による研究や事業などに取り組むため以下のとおり大学との間で包括協定を締結している。

- ・大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定(平成 19 年 2 月 27 日締結)

- ・千里金蘭大学と豊中市との連携協力に関する包括協定
(平成19年8月6日締結)
- ・武庫川女子大学・同大学短期大学部との連携協力に関する包括協定
(平成20年2月29日締結)
- ・大阪音楽大学・同短期大学部との連携協力に関する包括協定
(平成23年12月9日締結予定)

(研究所における大学連携と活用)

当研究所では、大阪大学との包括協定に基づく連携として、同大学院工学研究科と覚書を交わし、19年度には公共施設の有効利活用に向けた共同研究に取り組んだ。また、関西学院大学大学院総合政策研究科リサーチ・コンソーシアムとは都市問題に関する調査研究等にかかる包括的な連携について覚書を締結(平成19年5月)している。

平成24年度の調査研究を実施するにあたり、よりよい成果を得ることができるよう必要に応じて大学連携を効果的に活用していく。また、市長部局における大学連携の窓口として、連携大学と関係部局との橋渡し役として両者の調整業務も行う。

平成 23 年度(2011 年度)第 2 回 とよなか都市創造研究所運営委員会
議事要旨

日 時 : 平成 23 年(2011 年) 12 月 6 日(火) 10 時 00 分～12 時 00 分
場 所 : 豊中市役所別館地階 会議室
出席委員 : 新川委員長, 北村副委員長, 赤尾委員, 伴野委員, 本荘委員, 江口委員
事務局 : 久野, 岩佐, 大床, 善教, 仲谷
傍 聴 : 0 人

開会

所長挨拶

案件(1)平成 23 年度調査研究について(中間報告)

資料:資料 1「とよなかのすがた」(数値から見た豊中市の現状把握)

資料 2「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」

資料 3「若年層(高校生)の地域活動推進の要件と地域コミュニティの考察」

事務局から資料に基づき説明

<「とよなかのすがた」(数値から見た豊中市の現状把握)について>

委員

- ・加えることが可能であれば,運営の状態や水道管の耐用年数などについても載せた方がよい。
青色の 2 色刷りなのはなぜか。

事務局

- ・当初はフルカラーでの印刷を予定していたが,費用の関係で 2 色刷りに変更した。また,赤などと比較して,青色がもっとも読みやすい色だったので青色にした。

<豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究について>

委員

- ・因子分析の結果を,豊中のブランドイメージとの関係で,どのように突き詰めて考えていくのかを検討したらよい。
- ・回収見込数とは何か。

事務局

- ・インターネット調査は,正確な発送数を把握することが難しいので,それに比較的近い回収見込数というものをここでは使用している。

委員

- ・食文化の具体的なイメージが把握しづらい。

事務局

- ・自由回答の結果を見てみると,ケーキ屋などが,やや高級な食文化イメージに相当するものと考えられる。

<「若年層（高校生）の地域活動推進の要件と地域コミュニティの考察」について>

委員

- ・地域内での認識の高まりもあり，高校との連携は進んでいると思う。ただし，担当の先生がかわると連携体制が大きく変わる，スケジュールが合わない，高校のカリキュラムとの不適合性など多くの問題がある。行政側のPR活動にも問題がある。さらに1月～2月は地域がとても忙しい時期だと思う。
- ・進学率の高い高校は地域との連携に消極的なのか。

事務局

- ・これまで地域に目を向けることがあまり無かったというだけで，これからやっていこうという意欲はある。

委員

- ・意義ある提言となるように努めてもらいたい。

案件（2）平成24年度事業計画（案）について

資料：資料4「平成24年度事業計画（案）」

事務局から資料に基づき説明

委員

- ・部局横断的なテーマは非常に良いと思う。実施体制等に変更はないのか。

事務局

- ・特に変更する予定はない。

委員

- ・インターンシップ事業の実績はどのようになっているのか。

事務局

- ・積極的に受け入れるようにしており，毎年3名程受け入れている。今年度は，大阪大学，立命館大学，追手門大学の学生を受け入れ，調査研究業務を行ってもらった。

委員

- ・以前は関西大学のゼミ生との連携もあった。
- ・より多くの大学との連携をすすめたらよいと思う。

委員

- ・研究の成果はどのような形で反映されているのか。

事務局

- ・これまで，行財政改革や総合計画，人材育成計画などにかかれている。職員参加や関係課との連携を進めていくことで，研究成果が施策に反映されるように努めたい。

案件（3）「その他」平成23年度機関誌の発行について

資料：資料5「平成23年度機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」Vol.15 企画構成」

事務局から資料に基づき説明

委員

- ・執筆者確保を迅速に行うために、テーマ設定および原稿執筆依頼はなるべく早く行った方がよい。
- ・次年度の研究テーマも出そろい始めたので、それらを念頭におきながら、構成などは今年度に確定できればよい。
- ・夏休み中に依頼をできれば良い。学期始めの依頼は断られやすい。
- ・今回は、東日本大震災をきっかけに、行政等を改めて見つめ直すことがテーマの背景にはあった。次年度以降の課題としては、人口の推移を再考することがあげられる。交流人口というやや異なる視点も踏まえながら、研究を進めていけばよいと思う。加えて、人口構成も当初の推定以上に早く変化している。この問題は様々な政策に影響を与える問題だと考えている。

案件（４）事務連絡

事務局

- ・次回第３回運営委員会は、２月上旬頃に開催したい。また、第１回の議事録についてはホームページにて公開する。

閉会

とよなか都市創造研究所運営委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、とよなか都市創造研究所設置規則(平成 19 年豊中市規則第 4 号。以下「規則」という。)第 5 条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 都市政策に関する調査及び研究計画の策定に対する助言を行うこと。
- (2) とよなか都市創造研究所長の求めに応じて、都市政策に関する調査及び研究の内容、方法等に対する助言を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市の職員
- (4) 市長が特に必要と認める者

3 前項第 3 号に掲げる者は、政策企画部長とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認められる場合は、任期の途中においても委員を解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総務事務)

第 7 条 委員会の総務事務は、とよなか都市創造研究所において処理する。

(施行細目)

第 8 条 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項に定める任期について、平成 19 年度に委嘱し、又は任命する委員の任期については、委嘱し、又は任命した日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の議事の進行は、第 3 条第 3 項に掲げる政策企画部長が行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。

とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成 23 年 7 月 1 日

1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5 人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前 3 号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。